

救済基金で難航か

公害対策審、結論を急ぐ

公害による紛争処理と被害の救済制度について検討を進めている中央公害対策審議会（首相の諮問機関、和達清夫会長）の小委員会（委員長、金沢良雄東大教授）は三十日午前十時から会合し、政府に対する最終報告書のとりまとめにはいる。

同小委員会はこれまで六回の審議を通じて、公害紛争処理については中央に総理府の外局として中央公害審査委員会、都道府県に公害審査会を設け、紛争の仲介、調停、仲裁に当たる。地域的な苦情処理のため都道府県、市町村に公害相模口を置く。また被害救済制度は産業界、国、地方公共団体三者の出資による「救済基金」を設け、指定地域内の公害被害者に對し、医療給付と社会復帰の

ためのリハビリテーション給付を行なう。この基本方針を固めている。

同小委はこの考え方に沿って早くに結論をまとめ、審議会報告書として政府に提出したいとしているが、このうち救済基金については、業界など三者の出資割合いや、対象とすべき公害の性格などの点で委員の間にいぜん意見の食い違いがあり、報告書の作成はかなり難航する見通しである。

しかし政府は最近の「水俣病」「阿賀野川水銀中毒」の公害病認定などを通じて、公害対策に積極的に取り組む姿勢をみせ、公害紛争処理と被害救済について、次の通常国会に法案を提出する方針でいるだけに、おそくとも十月中には同審議会の答申を得たい考え

だ。このため同小委としては、審議促進の立ち場から、三十日の会合ではとりあえず事務局がまとめた原案をもとに報告書起草を急ぐ方針だが、いまだところ完全な結論を得るのはむずかしいものとみられる。

公害の紛争処理と被害救済の制度は、公害基本法に基づいて行なわれるもので、政府はさきの通常国会で成立した大気汚染防止法、騒音規制法に対応するものとして昨年か具体化を急いできた。さきの通常国会でも一応法案提出の方向で調整が進められたが、被害救済基金の出資割合いや、被被害者間の話し合いが、めぐって話し合いがつかず、結局中央公害対策審議会に小委員会を設けて、専門的な検討を行なうことでこれまで持ち越されてきた。

同小委の審議では、公害の紛争処理については最終的には裁判制度によるが、裁判の長期化などの現状からみて、それまでにとりあえる行政処理によって紛争の解決を図る必要があるとの立ち場から、中央公害審査委員会、公害審査会の設置に落ち着いた。

したがってこれらの機関で行なう仲裁、調停などは強制力を持たず、あくまで当事者間の話し合いをスムーズに進める。あつせん。的な性格に限定している。また被害救済については、基本的には公害発生原因者が費用全額を負担すべきだが、公害の性格上その因果関係を明確にするのはほとんど不可能というところなどからみて、産業界、国、地方公共団体がそれぞれ出資して、当初三億程度

度の資金をプールし、この中から公害被害者に対する医療給付などを行なう方針だ。

出資割合についてはこれまでのところ、産業界側は最大限五〇割との意見だが、これに対し大蔵省などは、発生原因者である理業側が五〇割以上むつのは当然として強く異論を唱えており、調整がつかない状態だ。また都道府県、市町村なども大幅な財政支出には難色を示しており、被害救済基金をめぐる意見調整は手詰り状態の最終までめぐるものとみられる。